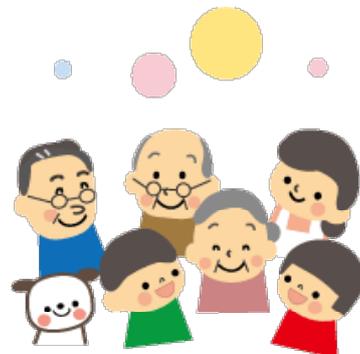


## こうけん 成年後見制度

認知症・知的障害・精神障害などによって判断能力が不十分になってしまった成人に対して、支援をする人を**家庭裁判所**が定め、ご本人の権利を**法律**上守る制度です。



### 対象となる人

-----> 生活に必要な契約行為や財産管理などの内容を十分理解して行えなくなった人。

#### 法定後見制度

→ すでに判断能力が低下している方を対象。

#### 任意後見制度

→ 将来判断能力が低下してしまったときに備えるもの。

### 支援をしてくれる人

※ 身のまわりのお世話をしたり、身元引受人になることはありません。

#### 法定後見制度

→ ご本人を支援するのにもっとも適切だと思われる人を、**家庭裁判所**が専任します。

#### 任意後見制度

→ ご本人があらかじめ決めておいた「**任意後見受任者**」が、判断能力が低下する前に**決めておいた**内容にそって支援を行います。

公正証書により**任意後見契約**を結んでおく。

↓  
判断能力が不十分になったときに、「**任意後見監督人の選任**」を**家庭裁判所**に申し立てる。



### 後見人制度の申し立てができる人

ご本人、配偶者、4等親内の親族、市町村長など  
申立人が必要書類を揃え、家庭裁判所に提出する。  
家庭裁判所が調査を行い、審判が**確定**する。

↓  
後見・補佐・補助の類型がある。

### 後見人はどんなことをしてくれるのか

- ・ 日常の預貯金の出し入れ、財産管理
- ・ 税金、保険料、年金、介護保険などの手続き
- ・ 必要な介護サービスの契約、調整
- ・ ケアプランの確認、同意
- ・ 入院・施設入所の契約
- ・ ご本人の見守り（ご本人の生活を支えます）

### “地域ケア会議”を開催しました！

1月16日（土） いきいき交流センター

これは、高齢者およびその家族が、住み慣れた地域において、その人らしい生活が安心して継続できるように、支援をしていくことを目的としているものです。  
正副自治組合長、常会長、隣組長、保健補導員女性部長の皆さんが出席してくれました。

塩田地区の実情を認識する中から、課題を共有し、これからの取り組みについての意見交換を行う場になりました。

